災害廃棄物の再生利用の推進に向けた取組状況

平成24年6月29日 環境省

1. 災害廃棄物の再生利用の状況【別添1】

3県沿岸市町村のこれまでの災害廃棄物の処理・処分量約328.6万トンのうち、再生利用量は約287.6万トン(約88%)であり、これまでの処理においては積極的に再生利用が図られている。

岩手県・宮城県の計画においても、コンクリートくず、アスファルトくず、 津波堆積物などの比較的再生利用が容易な災害廃棄物は、全量を各県内で復興 資材として活用することとしている。

全体の大きな割合を占めるこれらの再生資材※は、一部は海岸防災林等の国事業にも活用されるが、大部分は自治体の復興工事に活用される予定であり、今後、これらの工事が本格化することにより、再生利用が着実に進捗すると見込まれる。

※岩手県・宮城県の処理対象量約 1,680 万トンのうち、コンクリートくず・アスファルトくずは約 670 万トン(約 40%)、岩手県内の津波堆積物は約 130 万トン(約 8%)。この他に、宮城県内に津波堆積物が推計約 690 万㎡(約 1,000 万トン)。

木くずについては、災害廃棄物の処理量の見直しにより処理対象量が大幅に減少しており、再生利用に適さない性状の木くず以外は、木質ボードやボイラー燃料、発電等への利用が図られるなど、着実に処理が進捗している。

2. 公共工事における再生資材の活用促進【別添2】

一方で、再生利用の目途が立っていない不燃物については、環境省が災害廃棄物由来の再生資材の活用について取扱いを整理したところであり、国として

も積極的にその活用を図る必要がある。

災害廃棄物の処理量の見直しにより、廃棄物として県外での最終処分が検討されているものの受入先の見通しが立っていない岩手県の不燃物約89万トン及び宮城県の瓦くず等約9万トンや、仮設焼却施設から発生する焼却灰(例えば、再生資材化した上で宮城県の港湾埋立約23万トンなど)は、公共工事における活用を前提に、関係省庁の連携の下、現地関係機関による協力の場を通じて、最大限再生資材化の実現を図る。

その際、再生資材は、運搬コスト等を考慮して、基本的に、発生した被災自 治体周辺の工事において活用することとし、再生される資材の性状や時期、資 材置場の状況等も踏まえて、具体的な利用先又は保管場所を決定する。

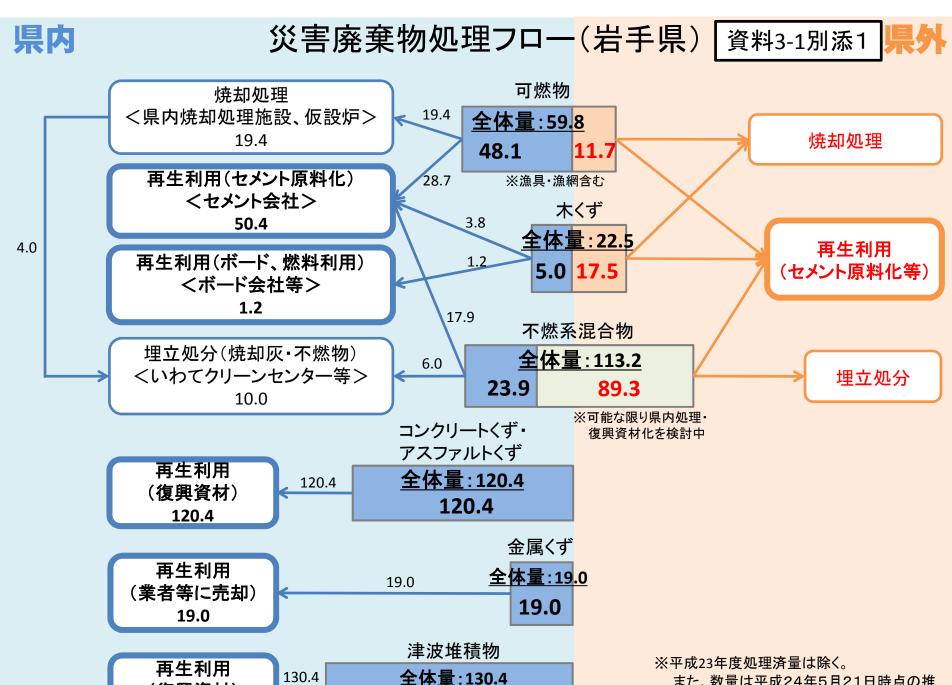
3. 災害廃棄物を原燃料としたセメントに対するインセンティブ付与

【復興庁、環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省】

国土交通省、農林水産省、環境省が実施する直轄工事のうち、コンクリートを主要工種に含む工事において、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合評価落札方式において加点評価する取組を開始予定。

4. 『みどりのきずな』再生プロジェクト【農林水産省(林野庁)】

「『みどりのきずな』再生プロジェクト」が仙台市若林区荒浜地先から工事着手(引き続き、今年度中に50kmに着手予定)。



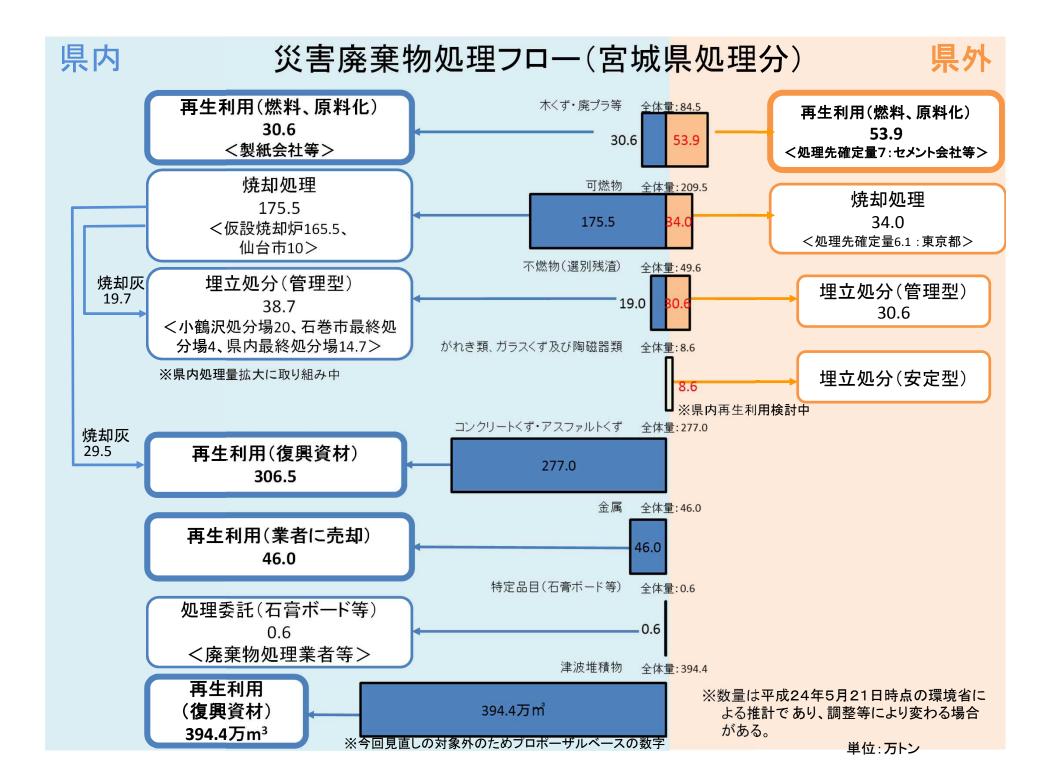
130.4

(復興資材)

130.4

また、数量は平成24年5月21日時点の推計であり、調整等により変わる場合がある。

単位: 万トン



県内 災害廃棄物処理フロー(宮城県沿岸市町独自処理分) 木くず全体量:81.6 再生利用(燃料、原料化) 再生利用(燃料、原料化) く民間会社等> 可燃物全体量:31.1 焼却処理 <市町:一部事務組合、 焼却処理 仮設焼却炉(仙台市)> 焼却灰 不燃物等(埋立)全体量:17.6 埋立処分等 埋立処分 <県内最終処分場等> その他(再生利用品目)全体量:49.3 再生利用(燃料、原料化、 ※広域処理量は平成24年5月21日 資材化等) 時点では未確定。今後、全体計画 49.3 にて整理する予定。 49.3 く民間会社等> コンクリートくず・アスファルトくず 全体量:271.8 再生利用 271.8 (復興資材) 271.8 金属 全体量: 26.6 再生利用(業者に売却) 26.6 26.6 津波堆積物 全体量: 292.4 再生利用 292.4万㎡ (復興資材) ※全量再生利用に向け調整中

※数量は平成24年5月21日時点の環境省による推計であり、調整等により変わる場合がある。

単位:万トン

平成24年5月25日(金) 環境省廃棄物・リサイクル対策部

東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用に関する通知(概要)

【本通知の内容】

- 1. 復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材の取扱い
- 東日本大震災により発生した<u>津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず(瓦くず、れんがくずを含む。)、又は不燃混合物の細粒分(ふるい下)に由来する再生資材のうち、以下の要件をすべて満たすことを県市等が確認したものは、</u>廃棄物に該当しないものである。
 - ① 災害廃棄物を分別し、又は中間処理したものであること。
 - ② 有害物質を含まないものであること。
 - ③ 生活環境保全上の支障(飛散流出・水質汚濁・ガスの発生等)を生じるおそれがないこと。
 - ④ 復旧復興のための公共工事において再生資材として確実に活用されること。
 - ⑤ 公共工事を行う者が定める構造・耐力上の安全性等の構造物が求める 品質を満たしていること。
 - ⑥ 公共工事を行う者によって、災害廃棄物由来の再生資材の種類・用途・ 活用場所等が記録・保存されること。

2. 対象地域(県)

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野

3. その他(放射性物質関係)

- 放射能濃度を県市等の廃棄物担当部局が測定し、公共工事発注部局等へ情報提供する。
- 追加的被ばく線量を 0.01mSv/年以下に低くするための対策を講じつつ、管理された状態で利用する(例えば、遮蔽効果を有する資材により地表面から 30cm の厚さを確保することで、およそ3千 Bq/kg 以下の再生資材を利用可能)。